## 競争ルールの検証に関するWG(第24回)

- 1 日時 令和3年11月9日(火) 18:00~19:20
- 2 開催形式 Web会議
- 3 出席者
  - ○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、 長田構成員、西村(暢)構成員、西村(真)構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長

#### ○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、片桐消費者行政第一課長、渋木消費者行政第一課企画官、望月料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐、渡邉料金サービス課係長

## 4 議事

【新美主査】 それでは、皆さん、こんばんは。お忙しいところ、夕刻にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、競争ルールの検証に関するワーキンググループ 第24回会合を開催します。

本日は、大橋構成員から、御都合がつかないということで欠席の御連絡をいただいております。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、ウェブ 会議による開催ということでお許し願いたいと思います。

それでは、議事に入ります前に事務局から連絡事項の説明をいただきたいと思います。 よろしくお願いします。

【渡邉料金サービス課係長】 事務局でございます。本日もオンライン会議での開催に 御協力いただき、誠にありがとうございます。

これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進

めさせていただきます。

なお、チャット欄は、構成員の皆様、総務省出席者、オブザーバーからは御覧いただけますが、傍聴者からは見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただけま すようお願いいたします。

また、発言時以外はマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。

音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、「最近の通信市場の動向について」、「既往契約の解消方針について」、「電気通信事業法第27条の3の規律の趣旨の徹底に向けた取組について」の3点につきまして、それぞれ、事務局から御説明をいただき、その後意見交換を行うという形で進めたいと思います。その後、最後になりますが、公正取引委員会から、10月13日の事務総長定例会見で御報告されました「MNO3社からの点検結果及び改善内容の報告について」の概要を御説明いただきまして、その後、質疑応答という時間を設けたいと思います。

それでは、まず、議題の(1)といたしまして、「最近の通信市場の動向について」、事務局から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。では、資料1をお開きください。「最近の通信市場の動向について(報告書2021公表後の主な動向)」について説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、右肩1ページ目、まずは契約数の動向につきまして、2021年6月末の状況を説明させていただければと思います。2021年6月末時点の携帯電話の契約数の総数、通信モジュール等を含んだものになりますが、これは1億9,610万でございまして、対前期(3月末)、これは報告書2021に記載の数字でございますが、3月末と比べて約177万(0.9%)の増、対前年同期比で約919万(4.9%)の増ということで、全体の契約数は増えている状況にございます。この内訳を示したものが下の左のグラフになりまして、3G契約数、これは紫色の折れ線グラフになります、こちら

も減少が進展する一方、5G契約数、これは下から2番目の赤い、くっと上がっている折れ線グラフになります、こちらは引き続き増加ということでございまして、LTEから5Gへの移行が進みつつあるという状況にあると考えてございます。続きまして、MVNOの状況でございますが、下の右側のグラフを御覧ください。MVNOのシェアは頭打ちとなっている、これは上の水色のグラフになります。特に通信モジュールを除いたSIMカード型についてはシェアが微減している状況にある、これは下のオレンジ色のグラフになります。こちらはシェアの説明をさせていただきましたが、後ほど契約数について、詳細を説明させていただければと思っております。

おめくりいただきまして、2ページ目、3ページ目は通信料金の動向ということで、事業者の動向を説明させていただければと思っております。まず、2ページ目はMNO各社の動向でございまして、報告書2021の公表以降の動きといたしましては、KDDI様が9月29日からオンライン専用プランのpovo2.0の提供を開始していることがトピックです。もう一つ、NTTドコモ様が、10月7日、エコノミーMVNOとの連携合意について発表されていらっしゃいます。これはNTTドコモと合意したMVNOが提供する低廉な料金プランへの加入や乗換えがドコモショップにおいて可能になるということでございまして、10月7日の発表時点ではフリービット様及びNTTコミュニケーションズ様の2社が連携に合意したと発表されております。下の表は、上から大容量、中容量、小容量と、容量別にそれぞれ事業者が提供しているブランド・サービスを分類したものになってございまして、KDDIやソフトバンクでいうところの廉価ブランド、UQモバイルやワイモバイルに相当する部分を、NTTドコモの廉価プラン、水色のバックになっているところでございますが、こちらが埋めてきたということで、それぞれラインナップがそろって、これから活発な競争が進めばと期待しているところでございます。

続きまして、3ページ目をおめくりいただきまして、次はMVNO各社様の状況でございます。MVNO各社様も、MNO各社様に対抗する形で、月々のデータ通信料金ですとか音声通話料金、これは報告書を取りまとめる過程でも議論がありました従量制料金も含んで、こういったものを引き下げる形でのプランを打ち出すほか、後ほどまた個別に説明しますが、自社の強みを生かしたサービスを展開する動きが出てきていると考えております。

具体的な報告書2021取りまとめ時期以降の主な動きは下のとおりでございまして、 例えば I J m i o様でいらっしゃいますと、9月以降、まさに申し上げた国内通話料金 の従量制料金、これを22円/30秒から11円/30秒に、半額に値下げするような動きをされていらっしゃいます。

次のイオンモバイル様も同様でございまして、9月以降、国内通話料金の従量制料金を、やはり22円から11円/30秒と半額にされていらっしゃる状況。そのほか、10月1日からは、既存の利用者の方々にも自動的に適用される、こういった形で、既存の音声通話が可能なプランの月額基本料金を一律220円下げていらっしゃったり、または10月以降は、ウェブによると200ほどという記載がありましたが、自社の直営店舗で、キャリアが販売するスマートフォンと自社の回線のセット販売を開始されたりということで、まさに代理店、家電量販店とMVNOを全てやっていらっしゃるイオンモバイル様の強みを生かしたようなサービスなのかなと思っております。

次のy.u mobile 様の例でございますけれども、10月1日から、グループ会社であるU-NEXT さんのコンテンツサービス、これと10 ギガバイト/月のデータ通信料、これをセットにして、月額2,189円のU-NEXT サービスをセットにして、月額2,970円のサービスの提供を開始していらっしゃる。これもまさに自社の強みを生かしたサービスの例なのかなと考えております。また、同日から、既存のプランの料金の値下げもされていらっしゃいます。

次の例はNURO Mobile様ですが、こちらは11月1日から、これまでのプランは最大8ギガまでだったんですけれども、20ギガ/月の新しいプランを提供開始していらっしゃいます。

このように、MVNO各社様もそれぞれ新たな料金・サービスを提供していらっしゃる 状況にあって、料金競争が活発化してきていると考えております。

続きまして、4ページ目、5ページ目は、こういった事業者の動きを受けての利用者の動向でございまして、通信モジュール等を除いた契約数の現状について説明させていただければと思います。

まず4ページ目に、下に横の棒グラフがあるんですけれども、この全体が通信モジュール等を除いた携帯電話契約数の総数ということでございまして、上が報告書 2021 の時点で、下が6月末時点。3月末時点と6月末時点を比べまして、全体で約10 万増えております。この内訳になりますが、MNO 3社の廉価プラン・ブランド、これは20 も 20 を 20 の 20 で 20 の 20 で 20

る。全体はほとんど変わらずに、ここは約320万減っていますので、右側にある赤や黄 色や緑色の部分が増えていることになるんですが、楽天モバイルとMVNOの合計契約数、 これは赤と黄色を足したところ、こちらは約60万の増、MNO3社の廉価プラン等の契 約数、これは一番右側の緑色の部分になりますが、こちらは3月末と比較して約270万 の増ということになってございます。

このグラフの黄色い、オレンジ色の部分と緑色の部分を拡大したグラフが 5ページ目に ございまして、こちらを御覧いただきますと、下のグラフ、同じように上が 3 月末で、下 が 6 月末でございますが、左側の黄色い、オレンジ色の部分、全体のMVNO契約数の総数は約 2 0 万減少しているものの、このうち、色が薄くなっているところが新規受付停止済みの主なMVNO、具体的には楽天モバイル(MVNO)と LINEモバイルですが、こちらを除いた濃い黄色、オレンジ色の部分というのは増加している状況になってございます。また、右側の緑色の部分でございますが、前述したように、MNO 3 社の廉価プラン等の契約数、これは全体で約 2 7 0 万増えている状況でございますが、このうち薄い緑色の部分、オンライン専用プランの契約数の増分が、約 3 分の 2、約 1 8 0 万を占めているというような状況になってございます。

以上、最近の通信市場の動向ということで、報告書2021公表後の主な動向について 説明させていただきました。

#### 【新美主査】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問のある方は御発言いただきたいと思います。チャット欄で御合図いただければと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。それでは、北さん、どうぞ御発言をお願いします。

#### 【北構成員】 野村総研の北でございます。

ただ今、MVNOのシェアが下がって苦戦しているという御報告がありました。今回の御報告では残念ながらMNOのサブブランドであるワイモバイル、UQモバイルについて言及されていないんですが、本来もっとMVNOに移行するはずだったユーザーが、MNOの値下げによりサブブランド及び廉価プランに流れているのだと思います。このMNOとMVNOの同等性の確保に関して、業界関係者の方々からいろいろ指摘を受けておりまして、私も問題があるのではないかと考えている点、5点につきまして、お伝えしたいと思います。

1つ目が、これはずっと前から指摘されている問題で、サブブランドは一物二価ではな

いかということです。2ページ目を見ても、ピタットプランとUQのくりこしプラン、ミニフィットプランとワイモバイルのシンプルプランS、同じデータ容量で料金が異なります。これは前から言われている問題ですね。

2点目。povo2.0は基本料金がゼロなんですが、これが価格圧搾なのではないか、 原価割れしているのではないか、コストに適正利潤を乗せた料金になっているのか、これ は検証が必要だと思います。

3点目。特に有名なのが、第2世代iPhoneSEが今、MNPだと1円で売られているんです。5万7,000円の端末がほぼゼロ円で売られています。白ロム販売をかませているので違法ではないんですが、これは不当廉売なのではないかという声があります。これはiPhoneSEに限った話ではないので、この売り方がエスカレートすれば、端末購入補助金は通信料金から回収されるので、また元の木阿弥になるということで、一定の規律が必要なのではないかと思います。

4点目。端末購入サポートプログラム、特にドコモさんとauさんから出た残価設定プログラムですが、端末の下取りを条件としていまして、この残価の設定額が市場の中古端末の買取り価格より高いという指摘があり、これは市場への中古端末の流通を妨げているのではないかという指摘があります。

最後、5点目。SIMオンリー、回線オンリーの契約で1万円とか2万円のキャッシュ バックとかポイントバックがあるんですけれども、これは景品表示法(注:総付景品規制) 違反なのではないかという声があります。

ほかにもあるんですが、これらの点について、ぜひ総務省さん、公正取引委員会さん、 消費者庁さんにしっかりとチェック、検証していただきたいと思います。

すみません。長くなりました。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。非常に気になる情報をいただきまして、ありがとうございます。この点について、総務省が直ちに答えることができるかどうか分かりませんが、事務局のほう、何かあったら、どうぞ御発言をお願いします。

【川野料金サービス課長】 総務省料金サービス課長の川野でございます。5点御指摘いただきました。

まず1点目、2点目は料金の設定に関する御指摘だと思います。料金について、御案内のとおり、今の法律上は、携帯料金、携帯各社の料金設定は、基本は事後規制ということでございまして、あとは事業法の第29条第1項第5号の不当な競争を引き起こす、その

他社会的経済的に照らして著しく不適当という料金設定の場合には業務改善命令が事後的 に発動されるというような形になってございます。個別の個社のプランについて、この場 でコメントは差し控えたいと思いますけれども、一般論としまして、各社さんのプランに つきまして、総務省としても、必要に応じて事業者さんに説明を求めていたり、また本日、 ただいま資料でも説明したとおり、これが不当な競争を引き起こしているような料金にな っているか、シェアが例えば大きく奪われるというようなことになっているかというとこ ろの競争への影響というのはまさに我々も見ておりますし、このWGでも御議論いただい ているということでございまして、業務改善命令の要件に該当するというようなことにな れば、是正なり対応を求めていくということかと思います。

あと、3点目でおっしゃっていたのが、iPhoneのSE2.0が事実上、1円とか、そういう形で売られているというようなことの御指摘だと思います。これに関しては、皆様御案内のとおり、端末値引き、これは非回線契約者にも等しく行うということであれば、現行の規律では特段に規律は設けられていないということでございます。他方、今年の覆面調査でも明らかになりましたけれども、形式上、非回線契約者にも販売すると説明しつつ、実態として端末単体販売拒否を行うというようなことが行われれば、これについては規律の潜脱に当たるということでございます。これに関しては後ほど資料、議題の(3)ですかね、において、各社様から一応報告があったので、後ほど御報告させていただきたいと思いますけれども、まさに形式だけではなく、実態が本当に伴っているかどうかという点については、覆面調査あるいは利用者の意識調査、そういったものを通じて確認はしていく必要があろうかと思っております。

あと4点目は、端サポにおいて、残価の設定額が市場の買取り価格と比較して高いのではないかというようなことで、市場への中古端末の流通を妨げているのではないかという御質問と理解しております。端末購入サポートプログラムに関しては、これも後ほど御報告しますけれども、いわゆる旧端サポと言われる改正法の施行前の端サポについては回線契約とセットになっているという形でございまして、こちらは報告書2021の中でもやはり、また解消も全然進んでいないということもありましたので、これについては早期に是正したほうがいいということで、総務省としても要請させていただきまして、後ほど御報告しますが、各社もそこは回線継続条件は外すということを表明いただいているというところでございます。むしろ、多分、北構成員の御意見は、回線契約がくっついているかどうかではなく、そもそも買取り額が高いこと自体が中古端末への流通を妨げているんじ

やないかという御指摘かと思います。こうなりますと、正直、通信市場というよりも、純粋な端末販売市場、中古市場というようなことになってきますので、総務省の権限でどこまでできるかというようなこと、あと公取さんのほうでもし何かコメントがあればというようなことでございます。

あと、すみません。5点目のSIMのみ契約でキャッシュバックがなされているという 点についての景表法違反という御指摘は、すみません、どういう観点から景表法違反なの かというところが少し私は分からなかったんですが、必要があれば消費者庁とも連携して いきたいと存じます。

すみません。取りあえずコメント差し上げます。

【新美主査】 ありがとうございます。せっかくいらしているので、公正取引委員会のほうで何か今の点について補足があれば御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【公正取引委員会】 公正取引委員会調整課長の小室でございます。発言させていただきます。

【新美主査】 お願いします。

【公正取引委員会】 北構成員、御質問ありがとうございました。MNOのいわゆる端末購入サポートプログラムの下取り価格が中古市場の買取り価格よりもはるかに高いという御指摘だったと思います。この問題につきましては、私ども、先日このワーキングでも御説明させていただきました、6月に公表いたしました私どもの「携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)」におきましても、中古端末の流通という項目で調査・検討させていただいたところでございまして、私どものほうでも、この報告書におきまして、利用者からの中古端末の下取りにおいて不当に高い価格で下取りしたり、正常な商慣習に照らして不当な利益を提供して競争者の顧客を自己と取引するよう誘引したりすること、これは独占禁止法上問題となるおそれがあるという指摘をさせていただいたところでございまして、私どもが6月までに行った調査の中では、こういった事実は見つからなかった、確認できなかったということではございますけれども、引き続き、そういった考え方に基づいて、独占禁止法上の問題があれば厳正に対処していくということとなると考えているところでございます。

私からは以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、西村さん、どうぞ御発言をお願いします。

【西村(暢)構成員】 ありがとうございます。中央大学の西村でございます。私のほうからは1点コメントということで発言させていただければと思います。

今回、総務省のほうの資料におきまして、特に2枚目でしょうか。各社の通信料金の動向というものを整理していただきました。特にエコノミーMVNOの存在というものについて1点コメントでございますが、やはりこのうちの1社というのが、グループ内といいましょうか、NTTコミュニケーションズによる提供という点も非常に重要かと思うのと同時に、このMVNOの位置づけについて、今後MVNOがモバイル市場の競争促進の原動力になるのは当然なのでございますが、果たしてNTTドコモの中でこのエコノミーMVNOが独立系のMVNOとしてどこまで力を持ち得るのか、競争の原動力になるのかというのは今後注視していかなければいけないものと感じた次第でございます。

私からは以上でございます。

【新美主査】 コメントありがとうございます。まだ議題がたくさんありますので、この第1の議題については以上にさせていただきます。

それでは、続きまして、議題の(2)の「既往契約の解消方針について」、事務局から 御説明よろしくお願いします。

【相良料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。続きまして、資料2「電気通信事業法第27条の3不適合契約(既往契約)の早期解消に向けた取組の方針について」、御説明させていただきます。既往契約につきましては、これまで本WGでも御議論いただきまして、本年9月取りまとめとなりました報告書2021におきましても、改正法施行から2年を迎えようとする中で、既往契約の解消に向けた具体的な出口を検討する時期に来ているということ、また、既存大手であるMNO3社がこうした囲い込み効果の高い既往契約の利用者を抱えたまま顧客獲得を争うということは決して対等な競争条件と言えず、公正な競争環境を整える観点からも既往契約を早期に解消するべき、こういった御提言をいただいていたところでございます。そうしたことを踏まえまして、総務省としまして、既往契約の早期解消に向けてどのような方針で取り組むべきかといったところ、考え方をまとめさせていただきましたので、それを御説明させていただくものでございます。

では、早速内容に入らせていただきます。 1 枚おめくりいただきまして、右肩 2 番のページからでございます。まず、電気通信事業法に基づく規律と既往契約に関する制度の現状がどのようになっているかという御説明でございます。上から、「電気通信事業法第 2

7条の3の規律」という見出しでございますが、これは御案内のとおり、令和元年の改正電気通信事業法によりまして、電気通信事業法第27条の3という規律を導入したということ、具体的には、棒線のところに書いておりますけれども、端末の購入を条件とする通信料金の割引や、通信役務の契約締結を条件とする端末代金の値引き等の利益提供等について一定の条件を設けるなど、これは通信料金と端末代金の完全分離という観点から規律を設けてございます。また、その下、契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止、これは行き過ぎた囲い込みの是正という観点から導入したものでございます。こうしたことを踏まえまして、改正法の施行日である令和元年10月1日以降に新たに約する契約、更新も含みますけれども、こういったものは、これらの規律に適合した条件の契約である必要があるということが大前提となります。

その下でございます。「既往契約の『更新』に係る特例」というところでございますが、改正法施行日より前に約された(現行の)事業法第27条の3に適合していない契約、これを既往契約といいますけれども、これにつきましては、施行日以降の最初の契約の更新の際に、適合契約に移行していただくことが原則と考えてございますけれども、こうした移行が不利となるおそれのある例外的な利用者の方も存在することを踏まえ、当分の間の経過措置として、既往契約のうち不適合拘束条件、囲い込みの規律に不適合な条件を擁するものにつきましては、再度、事業法不適合の条件のまま更新することを特例として認めているところでございます。なお、下に括弧で書いておりますけれども、不適合利益提供等につきましては、特例による更新は認めておらず、再度約することは不可となってございます。こうした更新の特例を認めていることとの関係としまして、下の矢印でお書きしておりますけれども、更新を繰り返すことができることにより、既往契約、不適合拘束条件がある契約が永続的に残ってしまう可能性があるということが1つ挙げられるかと思っております。

1ページお進みいただければと思います。右肩3番のページでございます。こちらは「既往契約の『変更』の原則禁止」という見出しを書いております。既往契約は、潜脱行為を防止するという観点から、不適合な条件を全て適合させるような変更であるとか、そういった適合契約に移行させるものを除きまして、原則として変更は認めていないところでございます。例外的に、下のポツでお書きしておりますけれども、利用者利益の保護の観点から、こちらも当分の間の経過措置としまして、不適合拘束条件に係る規律につきましては、既往契約の提供条件の範囲内で利用者からの申出により行う変更、例えば月間の

データ通信容量の上限を5ギガから9ギガに上げる、そういった変更を行う場合には適用 しないという特例を設けているところでございます。

その下、「既往契約(不適合拘束条件)の種類」というところでございます。不適合拘束条件、囲い込みの規律との関係で不適合となっている条件については、利用者にとって不利なものもあれば、有利なものも存在するということの御紹介となります。まず上の、利用者に不利な提供条件としましては、御案内のとおり、違約金9,500円ですとか、契約期間4年ですとか、こういった利用者に不利に働いているもので、解消が利用者にとっては利益となるものがあるかと思っております。一方で、下の、利用者に有利な提供条件として、例えば継続利用割引などについては、今、一定の上限を設けておりますけれども、こういった条件につきましては利用者に有利に働いておりますので、解消すると利用者にとっては不利益となる、そういったことがあろうかと思ってございます。であれば、こうした不利な提供条件のほうだけでも解消してはどうかという御指摘も過去あったかと思いますけれども、下の矢印のとおり、原則として変更を認めていない関係で、現行制度上、こうした利用者に不利な提供条件のみを解消する変更も認められていないところがございます。

1ページお進みいただきまして、こちらの4ページは関係条文となります。

右肩5ページに進んでいただければと思います。申し上げたような制度の現状がありつつ、では、今、既往契約はどの程度解消が進んでいるのかというものをお示ししたグラフでございます。こちらは6月の会合、それから報告書の中で、本年3月末時点の数字はお見せできていたかと思います。今回は本年9月末時点、改正法からちょうど2年経った時点でどうなっているか、状況をお示しするものでございます。上が不適合利益提供等、下が不適合拘束条件の残存数となっておりまして、上の不適合利益提供等の残存数につきましては、例えば、このグラフは半分で色が分かれておりますけれども、上の端末購入を条件とする通信料金の割引につきましては、3社合計でも相当数減ってきているところでございます。一方で、色の濃い部分、いわゆる旧端末購入プログラムにつきましては、右肩下がりで減ってきてはいるものの、まだ合計で約55.8%、6割弱がまだ残っているという状況でございます。下が不適合拘束条件を擁する契約の残存数でございます。どの契約も全て違約金が1,000円を超えているものとなってございますけれども、こちらの合計数につきましては、御覧のとおり、右肩下がりで減っておりまして、今、3社合計で残り37.4%、4割弱という状況でございます。

1ページお進みいただければと思います。右肩6番でございます。こうした状況を踏ま えつつ、「既往契約の早期解消に向けた基本的考え方」としているものでございます。先 に申し上げましたような報告書の中での提言等を踏まえつつ、もう一ついただいておりま したのが、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、 利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けて、ここはスケジュールを定めて総務省 は取り組むべしという御提言でございます。そうしたところを踏まえ、まさにそれをなぞ る形で検討しまして、今後どのように解消を図っていくかというところ、下、枠外に3つ お書きしておりますのが、その3本柱、骨子となってございます。まず1番としてお示し しておりますのは、以前より指摘されてきた既往契約の早急な解消でございます。具体的 にはNTTドコモの違約金留保であったり、先ほど話がありましたKDDI、ソフトバン クの旧端末購入プログラムの話であったりとか、こういったものにつきましては、改正法 施行当時から、囲い込み効果がある、分かりづらいという御指摘をいただいていて、報告 書2021でも改めて御指摘いただいており、これは早急に解消する必要があるだろうと 考えているところでございます。 2番は、既往契約全体の最終的な解消時期を政策目標と してどう設定するかというところでございます。こちらはまさに上枠で引用しております とおり、解消の進捗状況や利用者への影響にも配慮しつつ設定することが必要と考えてお りまして、後ほど詳しく御説明させていただければと思います。そして3番が、2番のよ うに解消の目標時期を設定した上で、それまでの間にどう環境整備を促進していくかとい うところでございます。環境整備、まさに改正法の趣旨に沿った環境、先に申し上げたよ うな行き過ぎた囲い込みの是正と、そういった法の趣旨に沿って、公正な競争が行われる 環境をいかに早期につくり上げていくかというところでございますけれども、これについ ても、利用者にとって不利な不適合条件の早期解消を図るといったところで何らかの措置 が必要ではないかと考えているところでございます。

では、次ページ以降で順を追って説明させていただければと思います。1ページお進みいただいて、右肩7ページを御覧いただければと思います。こちら、「MNO3社に対する要請と各社の取組状況」と題してございますけれども、上部の枠のとおり、先述の報告書2021の公表後、本年9月17日、MNO3社に対しまして、「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について」という名前で要請してございます。その中で1番として書いておりましたとおり、既往契約の解消に向け、以前から指摘されているものにつきまして、速やかな撤廃の検討を要請したとい

うところでございます。具体的には、ドコモについては違約金の留保、KDDI、ソフト バンクについては、旧端末購入プログラムの回線契約継続条件でございます。その要請に 対する回答につきまして、下の表にまとめております。こちらは2段構成としておりまし て、上が要請事項、下が自主的な各社の対応でございます。上から御説明させていただき ますと、ドコモに対しては違約金の留保の撤廃を求めたところ、本年10月1日付で撤廃 がなされているところでございます。それから、KDDIにつきましては、旧端末購入プ ログラムの回線契約継続条件について撤廃を要請し、来年3月末までに撤廃予定との報告 を受けております。右側、ソフトバンクでございます。同様に旧端末購入プログラムの回 線契約継続条件につきまして、来年3月末頃に撤廃予定との報告を受けております。その 下、自主的な対応というところでございます。まずNTTドコモにおいては、違約金の留 保と併せて、全ての契約の違約金を撤廃する旨を公表し、本年10月1日からそうした運 用がなされているところでございます。KDDIにつきましても、全ての契約の違約金を 年度内目途で撤廃予定である、こうした報告を得たところでございます。右側、ソフトバ ンクでございます。こちらも全ての契約の違約金について来年2月に撤廃予定という報告 を受けております。ドコモ、ソフトバンクに関しては報道発表もされているかと存じます。 以上、申し上げましたとおり、各社とも要請した事項につきましては解消済みまたは解消 予定、また、各社とも自主的な対応について既に対応済みまたは対応予定となっていると ころでございます。

1ページお進みいただければと思います。右肩8番のページでございます。既往契約、不適合拘束条件を擁する契約の解消時期の設定について、考え方を説明させていただきます。まず、上の青い見出し、「対応方針」というところにありますとおり、(1)の不適合利益提供等につきましては、旧端末購入プログラムは先ほど申し上げたとおり解消予定となっておりまして、あとは端末の購入を条件とする通信料金の割引でございますけれども、先ほどグラフで触れましたとおり、順調に解消は進捗してございます。これにつきましては更新も認められておりませんので、令和5年9月末までには自然解消する、そういった目途が立っているところでございます。

続きまして、(2)の不適合拘束条件でございます。こちらは先ほど御説明のとおり、 特例による更新を認めておりますため、何らの対応も行わなければ永続的に残ってしまう、 更新を繰り返すことによって残ってしまう、そういった可能性があるかと思ってございま す。ここにつきまして、これまでの解消の進捗状況を踏まえまして、解消時期を設定する、 具体的には、下の矢羽の考え方を踏まえまして、この不適合拘束条件の解消時期、政策目標としまして、令和5年末というところを考えているところでございます。

矢羽が考え方でございますけれども、まず不適合拘束条件の残存数というところ、先ほ どグラフを御覧いただきましたけれども、改正法施行から2年経過する本年9月末時点に おきまして4割弱となってございます。そういったところを踏まえますと、さらに2年以 上が経過する令和5年末といったところまでには相当程度解消が見込まれる状況になって きているのではないかなと思ってございます。この解消のペースというところで申し上げ ますと、例えば今、既往契約に残っておられる利用者の中には、例えば継続利用割引のよ うに有利な条件がある契約を利用していて、乗換えを躊躇している方が残っている、そう いったことも考えられるかと思ってございます。この点、改正法施行当時からの変化とし ましては、まさに一連の、本WGでも議論いただき進めてまいりました、競争環境の整備 に向けた取組によりまして、市場における競争が活発化し、各社から従来よりも低廉な料 金プランが提供されてきているということがあるかと思います。このため、例えば今申し 上げたような方々の乗換え先として適当なプランが全くないですとか、大多数の方が値上 げになってしまう、そういった状況では必ずしもなくなってきているのではないかと考え ているところでございます。また、今回、こうした令和5年末という既往契約の解消の目 標時期を明確に示すことで、そうした既往契約を抱える事業者において、今後、例えば令 和5年末ということで2年間ございますけれども、その間にさらに魅力的な料金体系を示 す、そういったことも期待されるところでございます。こういった点を踏まえつつ、令和 5年末というところを考えております。

矢羽の2点目でございます。もう一つ令和5年末とするところとしまして、令和2年1月1日の改正法完全施行、具体的にはスマートフォン以外の端末向けに提供されるサービスについても規律適用開始となった時期が令和2年1月1日でございますが、そこから令和5年末で丸4年を迎えることになります。こうした点も踏まえまして、施行から4年というところを確保しますと、利用者の方にとりましては、改正法施行後、例えば2年契約であれば2回更新ができ、4年契約の方でも1回の更新機会が得られることになります。ここはまさに利用者への影響に配慮しつつ考えているところでございます。

ここまで申し上げた令和5年末について、政策目標と書いておりますのは、その下の矢 印のとおり、後述いたしますが、制度的には、それ以降更新が不可となるということがス タートする時点と考えてございます。このため、例えば令和6年以降は同一条件での更新 ができなくなり、契約期間の満了を迎えて更新するタイミングで、ユーザーの方々のプランに応じて、その更新のタイミングで順次適合契約に移っていただくということになりますので、必ずしもこの令和5年末で既往契約がゼロとなるわけではないと考えてございます。しかしながら、令和5年末という目標を掲げまして、事業者と総務省が協力し、例えば利用者への周知・広報に取り組んでいく。こういった目標時期ですとか、魅力的な移行先があればそれも含めて周知・広報していく、そういったことに取り組み、できる限りこうした時期までに解消を図る、そうした目標地点として、今、令和5年末というところを示すということを考えているところでございます。

その下の(3)、3 Gのみの契約と書いてございます。こちらにつきましては、今、各社3 Gサービスの受付を終了しておりますので、もし不適合契約を解消するとなりますと、4 G契約等に移行する形が考えられるところでございます。そうしますと、利用者の方にとりましては、端末の買換えやS I Mカードの交換が必要になるなど、大分影響も大きいものと考えてございます。そうしたところを踏まえまして、先ほど申し上げた令和5 年末という時期にかかわらず、各社のサービス終了時期までに解消を図ることとしてはどうかと今考えているところでございます。実際、KDD I は2022年3月末、ソフトバンクは2024年の1月末、ドコモは2026年3月末で3 Gサービスを各社終了していくということですので、サービス終了時期までとすることが適当ではないかと考えているところでございます。

では、その下、緑色の見出しが、先ほど「制度的には」と申し上げた点でございます。制度的な措置として考えておりますのは、既往契約の更新に係る特例を廃止するというものでございます。令和5年末という目標を踏まえまして、今置いている更新の特例を、3 G契約に係る部分を除きまして、令和5年末をもって廃止してはどうかと考えております。今回、後ほど御説明する省令改正と併せまして、令和5年末をもって廃止することとするという意思表示の規定を置きたいと思ってございます。別途、2年間状況を見極めまして、最終的な廃止はまた2年後を目途に行う、そういった形とすることを考えてございます。矢印のところは、先ほど少し申し上げましたけれども、この特例を廃止することによりまして、令和6年以降は同一条件での更新というものは不可となりまして、更新を迎える機会で適合契約に移行していただく必要が生じるということでございます。その下、「ただし」というところですが、もとより契約期間(更新)の条件がない既往契約もあるかと思います。例えば、契約期間はなく、継続利用割引で上限を超えるものがついている、そう

いった既往契約もあろうと思ってございますけれども、こういったものは、元から更新という適合契約への移行機会がございませんので、制度的に解消を強制することは困難と考えているところでございます。しかしながら、そういったところも踏まえつつ、事業者において解消を図ることが望ましいのではないかと考えているところでございます。

では、次のページ、右肩9ページにお進みいただければと思います。3番、「既往契約 (不適合拘束条件)の『変更』の範囲の拡大」と書いてございますが、これは先ほど御説 明したとおり、上の青見出しでございますが、令和5年末という解消の目標時期を設定し た後、それまでの間におきましても、できる限り早期に改正法の趣旨というところに適合 した環境、行き過ぎた囲い込みというところが是正されて、公正な競争が働くような環境、 こうしたものが整うように取組を促進することが適当ではないかと考えてございます。そ のための措置としまして、緑色の見出しのとおり、既往契約の変更を可能とするための制 度的措置を考えております。冒頭御説明のとおり、今、既往契約の変更は原則認めていな いところでございますけれども、事業者が自主的に、既往契約における不適合拘束条件を 個別に適合させることができるように規制緩和を行う、例えば利用者にとって不利に働い ているような条件だけでも適合させることができる、そういった規制緩和を行うことを考 えてございます。今回考えておりますのは、「具体的に」というところで、その不適合拘 東条件を適合させるような変更のみに限って認めるということを考えてございます。下の 表が考え方を整理したものでございますが、例えば、ある既往契約につきまして、1番で マルという適合している条件があって、2番でバツ、不適合な違約金9,500円という 条件ですとか、3番のバツ、上限を超える継続利用割引ですとか、そういった条件がつい ているものがあったと仮定しまして、左上の①、不適合拘束条件の全部解消、例えば違約 金9,500円というところも解消して、3番の継続利用割引も解消して、不適合な囲い 込みの要件をなくす、こういった変更につきましては、冒頭申し上げましたとおり、囲い 込みの部分につきまして適合契約に移行させるものになりますので、現行制度上でも可能 であります。今回可能にいたしますのは、②番でお書きしております、不適合拘束条件の 一部解消というところでございます。この2番の違約金、バツになっているところを適合 させて、例えば3番の継続利用割引についてはそのまま残しておくと。こういったところ は、今、原則変更禁止というところで認められていなかったところでございますが、こう いった一部だけ変更することについても今回可能にするということを考えてございます。 ただし、③番のように、不適合拘束条件の部分以外の変更、例えば既に適合しているマル

の条件を、別の適合している条件である三角に変更するとか、そういった不適合拘束条件を適合させることに関係のない変更については不可とする。④番につきましても、不適合条件の一部解消と③番を合わせた形でございますけれども、これも、今回の目的というのは不適合拘束条件を適合させる変更に限って認めるというものでございますので、それ以外の変更は認めないという観点から、③番、④番については引き続き不可とするということを考えてございます。また、下部で「ただし」とお書きしておりますけれども、例えば②番のように不適合拘束条件だけを変更するものでありましても、潜脱防止という観点から、他の不適合拘束条件を残したまま契約期間(更新)の条件を撤廃してしまうものや、継続利用割引、上限を超えるものを実質的に存続させるような変更などにつきましては、不可とするということを考えてございます。

これも含めまして、次のページ、10ページになりますけれども、今後出てくるような 既往契約の変更について、典型的と思われるものについて考え方を整理させていただいた ものでございます。

恐らく、各社表明しておりますとおり、違約金を撤廃するものがまずあるかと思ってございますけれども、一番左上、変更前の提供条件というところでお書きしておりますが、プランA、プランBという2つのプランがあったと仮定いたします。プランAは、契約期間2年で、違約金9,500円という条件がついているけれども、月額は5,000円。プランBのほうは、契約期間はないけれども、月額は6,000円というところで、まずプランAについては違約金の額が上限を超えていて不適合。プランBにつきましては、このプランA・Bの関係、違約金有無による値差というのは今、ルール上は170円までとなってございますが、それを超えて1,000円差があるので、この部分も不適合となってございます。例えば、こうしたものにつきまして、プランAのほうの違約金を9,500円からゼロにする、契約期間をなくす変更を行ったといたします。これは、右側の考え方のとおりでございますけれども、まず違約金は撤廃しておりますので適合。また、この違約金の撤廃によって、A・B間の値差というものが、ルール上、違約金有無によらない値差に転換するということになりますので、ルール上の考え方としましては、これは不適合拘束条件が解消されていると捉えるものでございます。

その下、4段ございますところが、先ほど申し上げた、今回何ができるようになるのかに関する御説明となります。変更前の提供条件の例としまして、左下、例えばあるプランにつきまして、契約期間が2年で、違約金9,500円で、月額料金は6,000円である

ところ、継続利用割引が月1,500円効いていると。実質、月4,500円で利用できるという状態にあったとしまして、こちらにつきましては、まず違約金が1,000円を超えておりますので不適合。また、継続割の上限につきましても、今のルール上は1年当たり一月分の料金となってございますので、6,000円でありましたら月500円というところが上限であるところ、それを超える額となっている。こういうものがあったと仮定いたしまして、あり得る変更としましては、真ん中の列、上から2段目でございますけれども、例えば違約金をゼロにして適合させるというのと併せて、継続割を上限の範囲内、500円に抑えるという変更があり得るかと思っております。こちらにつきましては、右側の考え方のとおり、不適合拘束条件のどちらも、違約金も継続割のほうも解消されているということになろうかと思ってございます。

その下、3段目でございますが、こちらが今回可能にする変更でございます。例えば違約金の額を9,500円から1,000円にして適合させつつ、継続割のほうは引き続き不適合なまま残しておくといったところで、従来は、こういった不適合な継続割を解消せずに残すようなもの、全部解消ではないものにつきましては、原則として認めていなかったところでございますけれども、右側の考え方、バツからマルにしていますとおり、これは不適合拘束条件の一部解消ということになると思ってございますので、こうした、違約金という利用者に不利に働いている囲い込みをまずなくしていく、こういった一部解消につきまして規制緩和後は可能とするといったことを考えてございます。

その下の段でございます。 4 段目でございますが、違約金をまずなくすというところで、一緒に契約期間もなくすような変更があり得るとします。一方で、継続割は不適合なまま残しておくというものにつきましては、右側の考え方の矢印のとおり、こういった変更ですと、不適合拘束条件である継続割を今後、例えば特例を廃止した後に適合させる機会である更新というものが失われてしまいますので、もしこういった不適合拘束条件、継続割のようなものを他に残しておくような場合であれば、契約期間(更新)の条件の撤廃は不可とすることを考えているところでございます。

最後、一番下でございます。こちらはどういう変更かと申しますと、違約金をなくすことによって適合させる、継続割をなくすことによって適合させる、契約期間もなしにするというような変更で、併せて、では、月額の料金そのものを継続割によって引かれていた後の4,500円という額にそのまま値下げする、という変更が想定されるかと思ってございますが、これも右側の考え方のとおり、不適合拘束条件である継続割というところを

実質的には存続させるもの、形式的な条件としてはなくしているものの、実質的な値下げによって存続させるような変更と思っておりますので、こうした規律の潜脱につながるようなものにつきましては不可とすることを考えているところでございます。

長くなりましたけれども、最後、お進みいただきまして、右肩11ページでございます。 今、細かい点を申し上げてきたことにつきまして、1枚にまとめているものでございます。 一番上のオレンジの枠が、報告書2021でいただきました提言を引用しているものでご ざいまして、それに応じ、左から、既往契約の種類はどのようなものがあって、それぞれ どのような解消状況で、囲い込み効果はどのようなもので、解消すると利用者にはどんな 影響があり、それを踏まえて解消時期はこのように考え、総務省・事業者においてこうい う対応をする、またはしていくべしという考え方を整理させていただいたものでございま す。

振り返り方の説明になりますけれども、例えば左上、不適合利益提供等につきましては、まず①のとおり、旧端末購入プログラムというものがあります。こちらは9月末時点でも 6割弱残っており、一方で、囲い込み効果は、2年前、施行当時から指摘されてきている ものでございます。利用者に不利に働いている条件ですので、解消による利用者への影響 もないことを踏まえますと、早急に解消すべきと考えております。総務省から各社に要請 いたしまして、KDDI、ソフトバンクからは年度内に解消予定という報告を受けている ところでございます。

②番、端末購入を条件とする通信料金割引でございます。3社合計で1割を切るところまで来ているものでございます。解消による利用者への影響は、値上げになるというところはあるかと思っておりますけれども、こちらは更新ができないものでありますため、令和5年9月末までには自然解消の見込みが立っているものでございます。

その下、不適合拘束条件の関係でございます。例えば③の2年超の契約期間があるもので、4年契約ですとか、40 1、違約金が1,000円を超えて9,500円というものにつきましては、それぞれ4割弱まで解消が進んでいるところでございます。囲い込み効果につきましては、どちらも利用者に不利に働いているもので、解消による利用者への影響はないというところを踏まえまして、令和5年末という目標に向かって解消していくべきものである。総務省においては、その時点をもって特例を廃止して、それまでの間に一部変更を可能とする制度的措置を行うと。事業者においては、そういった措置を活用して解消に取り組むべきであると、こういった考え方としております。

④-2でございます。ドコモの9,500円留保につきましては、これも旧端末購入プログラムと同様、2年前から指摘を受けており、解消による利用者への影響もないため、早急に解消すべきというところで、総務省から解消を要請し、10月1日付でドコモが解消したという形となってございます。

そして、⑤、その他条件というところでございますけれども、⑤-1、例えば何らか利用者に不利に働くような不適合条件につきましては、これは③④と同様でございますが、解消による利用者への影響もないため、令和5年末に向かって、事業者において、制度的措置も活用して、解消に取り組むべきと考えているところでございます。

また、⑤-2、利用者に有利に働いているような条件につきましては、これは例えば解消になりますと、利用者にとって値上げという影響はあろうかと思ってございますので、そういったところも勘案しつつ、令和5年末に向かって、事業者において解消を図ることが望ましいと考えているところでございます。

⑤-3番です。契約期間、更新の概念がなく、利用者に有利な不適合拘束条件がついている契約につきましても、制度的に解消を強制することは困難と考えてございますが、事業者において解消を図ることが望ましい、こういったところを考えているところでございます。

最後、一番下となります。⑥番として、3Gのみの契約につきましては、3社合計で4割程度残ってございますけれども、解消による利用者への影響、端末買換えやSIM交換などございますので、各社サービス終了の時期に合わせて解消していくということが適当ではないかと考えているところでございます。

以上、長くなりまして、駆け足でございましたけれども、報告書2021とこれまでの 議論を踏まえて、いただいている提言を踏まえて、我々として、今後、既往契約の早期解 消に向けてこのような取組の方針で進めることを考えております、ということの御説明と なります。以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問あります方はチャット欄で合図していただけたらと思います。御指名いたしますので、よろしくお願いします。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、佐藤さん、どうぞコメントよろしくお願いします。その後、北さん、お願い します。

# 【佐藤構成員】 佐藤です。

感想あるいは私の評価ということになります。スイッチングコストと行き過ぎた囲い込みの解消、これは公正競争上、非常に大事なポイントであると思っています。既往契約の早期解消に向けての取組状況ということでは、スライド11の表で非常にわかりやすく整理されていると思います。早期解消の要請、また今回、目標期限を設定し、解消について令和5年としたことについては評価いたします。それから、9ページで説明されたように、期限である令和5年末まで既往契約が残ってよいということではなくて、早急に解消が進むようにするための制度的処置を行うということなので、既往契約の早期解消に向け事業者は積極的に対応を進めていただきたいと思います。早期解消について今回期限を定めただけではなくて、決めた後どのように状況が変化していくのか。11の表で示されているように、残存数の割合とか、あるいは右のほうに各事業者の対応が記載されているので、こういった状況を定点観測的にきちっと表にまとめて、示していただきたいと思います。以上です。

【新美主査】 どうもコメントありがとうございます。11の表が非常に分かりやすいというのは私も全く同じ意見でございます。

それでは、北さん、どうぞ御発言ください。

## 【北構成員】 NRIの北です。

1点質問ですが、10ページ、一番下の例がバツになっていますが、これは契約期間も 違約金もなくしてくれて、かつ継続割の料金で値下げしてくれるということなのですが、 これが不適合拘束条件(継続割)を実質的に存続させる変更だ、というところがちょっと 理解できないんですが、御説明いただけますか。

【新美主査】 それでは、事務局、どうぞ、御説明よろしくお願いします。

【相良料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

御指摘の点、例えば今適合プランとして提供されているものと料金整合性が取れている 範囲で、こうした継続利用割引の反映を行う変更については、お示ししたような懸念はな いと思っておりますが、例えば大幅に上限を超えているような継続利用割引について、実 質的にその分値下げをすると、恐らく適合プランと料金整合性が取れなくなるようなもの が出てくるかと思っております。その結果、元既往契約にいらっしゃった方だけ低い料金 で使えてしまうというような状況が出てしまうかと思いますので、そうしますと、まさに 継続割を実質的に存続させることによって、いわゆる囲い込み効果を有するものではない かと考えてございますので、主眼に置いておりますのは、そういったものを想定しているというところでございます。

【北構成員】 分かりました。理解しました。

【新美主査】 よろしいですか。

ほかに御発言御希望の方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの事務局の説明につきましては、その方針については全体としては 御賛同の御意見が多かった、ないしは異論はほとんどなかったように思いますが、事務局 におきましては、この方針に沿って必要な制度整備を進めていただければと考えておりま す。どうぞよろしくお願いします。

それでは、3番目の議題に移りたいと思います。「電気通信事業法第27条の3の規律の趣旨の徹底に向けた取組について」でございます。事務局から説明をよろしくお願いします。

【相良料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。資料 3につきまして説明させていただきます。

では、早速、1ページおめくりいただければと思います。こちらにつきましては、先ほ どの既往契約の解消の方針は、どちらかといいますと囲い込みの規律に係るものでござい ましたけれども、この資料3は、通信料金と端末代金の完全分離というところの徹底に関 して、取組の状況を御報告させていただくものでございます。題名が、冒頭、川野から紹 介がありましたけれども、「端末購入プログラムに関するMNO3社に対する要請と各社 の取組状況」というものでございまして、上の枠で記載しておりますが、先ほど既往契約 の解消方針の中で触れましたMNO3社に対する要請の中で、まさに報告書2021でい ただいた端末購入プログラム関係の提言を踏まえまして、各社に対して取組を要請してい るところでございます。具体的には2ポツ目のところで①②としてお書きしておりますけ れども、提言をいただきましたとおり、回線契約者と非回線契約者との間で形式的な提供 条件の差異があるのであれば、合理的な理由がなければ2022年6月までに撤廃いただ きたいということをまず1つ要請してございます。それから②が、例えば覆面調査等を踏 まえまして、端末単体販売の拒否やプログラムの提供拒否が判明したこと、またそもそも、 利用者において正しくプログラムの提供条件というものが理解されていないのではないか、 そういったことを踏まえまして、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力をいただ きたいと、こういった要請を行ってございます。

下の表が各社からの回答をまとめたものでございますので、こちらで御説明させていただければと思います。一番上の段でございますが、こちらが形式的な提供条件の差異の撤廃というところでございます。左から順でございますけれども、NTTドコモにおきましては、元々2020年3月に撤廃済みであるという報告を受けておりまして、真ん中、KDDIでございますが、プログラムの加入条件の差異といたしまして、非回線契約者の未成年者・法人は加入不可というものがございましたけれども、これにつきまして、来年6月までに解消予定という報告を受けているところでございます。右側、ソフトバンクでございます。販売チャネルの差異、非回線契約者へのオンラインでの端末単体販売未実施というところがございましたけれども、こちらにつきまして、本年度中に解消予定である、そういった報告を受けているところでございます。

下でございます。②番、正確な説明、周知の徹底というところでございまして、例えば 回線契約はプログラムの利用条件でないということですとか、通信契約解約後もプログラ ムの継続は可能であるとか、そういったことについて正確な説明、周知の徹底を求めたと ころでございますけれども、各社から、大枠でいきますと、代理店の関係、広告表示の関 係、利用者周知の関係、社会全体の理解度向上に向けた対応というところで、それぞれ提 言を踏まえた対応を取っているという報告を受けているところでございます。

例えば、代理店の関係で現場対応をどうするかというところですが、これは各社ともスタッフへの再研修を行ったという報告を受けてございますし、NTTドコモにおいては販売マニュアルの見直し、KDDIにおいては代理店説明資料の見直しを行っていると報告を受けてございます。KDDIからはまた、重要事項説明書の記載改善を行った、こういった報告を受けているところでございます。

また、その下、契約内容というところでございます。端末単体販売拒否の背景として、MNOと代理店との契約関係があるのではないか、そういった御指摘もあったかと思っておりますけれども、例えばNTTドコモにおきましては、端末の卸売価格が直販価格を下回るように端末価格設定を見直した、KDDI、ソフトバンクにおきましては、販売代理店の評価基準及び奨励金体系の見直しを行った、こういった報告を受けているところでございます。

その下、監査というところでございます。各社ともこうした対応が現場できちんとなされているかというところにつきまして、覆面調査等を実施する、店舗監査、第三者による調査を実施する、そういったことによってしっかり見ていくという報告も受けているとこ

ろでございます。

その下でございます。広告関係とお書きしておりますけれども、こちら、1ページおめくりいただいて、2ページに画を用意してございますが、各社ウェブサイトの例を挙げておりますけれども、端末購入プログラムの広告のそばに、「回線契約がなくてもOK」という旨を明示的に示すような改善を行っているところでございます。こういったところ、各社、ウェブサイトだけでなく、総合カタログ、ポスター等の店頭ツールについても改善したという報告を受けているところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、続きから、利用者周知の点でございます。こちらにつきましても、プログラム加入者へのメール周知等々を行うべきではないか、そういった提言をいただきましたところ、NTTドコモについては今月開始予定、KDDIについてもSMS周知を準備が整い次第開始予定、ソフトバンクにつきましては実施中、そういった旨の報告を受けておりますし、あとはKDDI、ソフトバンクにおいては、プログラム加入者向けのMyページ、ウェブサイトについて表示の改善を行ったとの報告も受けているところでございます。

一番下でございます。社会全体の理解度向上の取組として、国民生活センターや、IT ジャーナリスト、メディア等への説明を行うべきではないか、そういった御指摘もいただ いたところでございますけれども、それに対応する取組を各社とも行っている、あるいは 今後も行っていく、そういった報告を受けているところでございます。

こうしたところ、今申し上げたのが各社からの報告になりますけれども、上の枠にお戻りいただきまして、3ポツ目の後半でお書きしておりますけれども、実態がどのようになされているかといったところにつきましては、まさに今後、覆面調査等々を実施して、実際の対応というところを検証してまいりたい、このように考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、通信料金と端末代金の分離の徹底に関する取組の御報告でございます。

【新美主査】 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問のおありの方は、合図していただければ 御指名させていただきます。どうぞチャット欄に合図していただきたいと思います。特に ございませんか。

各社さんからの御報告をいただいたということで、着実に取り組んでいるということが 見てとれましたけれども、実態がどうなっているのかというのはまだまだ確認していく必 要があろうかと思います。我々ワーキンググループとしても引き続きこの点について注視していきたいと思います。この報告については以上にさせていただきます。

それでは、最後になりますが、議題(4)に移りたいと思います。「MNO3社からの 点検結果及び改善内容の報告について」、公正取引委員会の事務総局経済取引局調整課長 の小室様から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【公正取引委員会】 公正取引委員会調整課長の小室でございます。それでは、私から、 資料4に基づきまして、MNO3社からの点検結果及び改善内容の報告について御説明さ せていただきます。

公正取引委員会におきましては、6月10日に携帯電話の実態調査報告書を公表させていただきましたけれども、この調査におきまして、MNO3社が提供している端末購入サポートプログラムやMNOと販売代理店との取引について独占禁止法上問題となり得る実態が確認されましたので、6月11日から14日にかけてMNO3社に対して自主的な点検、改善を要請しておりました。今般、MNO3社から、この要請に基づく点検結果及び改善内容が報告されましたので、この改善内容の概要について御説明申し上げます。

まず、端末購入サポートプログラムにつきましては、資料4の参考と書いてある資料の 1枚目に記載の指摘をしております。こういった指摘に対しましてMNO3社からは、端 末購入サポートプログラムに係る表示の変更や利用者に対するメール等を通じて、自社と 通信契約を結んでいなくても端末購入サポートプログラムが利用可能であることについて 周知徹底を図るといった改善内容が示されたところでございます。また、KDDI及びソ フトバンクにおきましては、残債免除を受ける場合に端末の再購入を条件としていました が、当該条件を撤廃するとの改善内容が示されました。

続きまして、MNO3社と販売代理店との取引につきましては、参考の2枚目に記載の 指摘を実態調査報告書においてさせていただいたところでございます。

これらの指摘に対しまして、まず販売代理店の評価制度につきましては、MNO3社から評価基準の変更等を行う場合には、販売代理店に対し十分な予告期間等を担保するとともに、販売代理店からの評価制度等に関する意見を募集する体制を整備することにより、販売代理店から出された意見を施策に反映するといった改善内容が示されました。また、KDDI及びソフトバンクからは、大容量プランの契約数等を評価項目としていましたが、当該評価項目を削除したとの改善内容が示されました。

続きまして、携帯電話端末の販売価格の設定方法につきましては、MNO3社から、卸

売価格がMNOのオンライン直販価格を下回るように価格を設定すること、または端末単体販売を行った場合にも販売奨励金を支払うことなどにより、販売代理店が携帯電話端末の販売価格を自由に設定できる環境を整備するといった改善内容が示されました。

最後に、独自商材の取扱いにつきましては、NTTドコモ及びKDDIからは、独自商材の取扱いに関する基準を新設または改定し、独自商材の取扱い申請を受け付け、当該基準を満たす場合には承認するとの改善内容が示されまして、またソフトバンクからは、販売代理店の要望・ニーズ、販売代理店への支援の在り方等の観点を踏まえながら承認基準を再検討するという報告が行われました。

これらMNO3社からの改善内容につきまして、公正取引委員会としましては、実態調査報告書で示した独占禁止法上及び競争政策上の考え方を踏まえて改善を行った、または行うものとして評価できるものと考えているところでございます。公正取引委員会におきましては、MNO3社から報告された改善内容が実質的に行われているかをはじめとしまして、引き続き携帯電話市場の動向について注視してまいりたいと考えております。

また、先ほど総務省から御報告がありました資料2の既往契約の早期解消に向けた取組 方針につきましては、当委員会の6月の実態調査報告書では、既往契約から改正法適合契 約へ消費者が移行するようMNO3社がさらに積極的に取り組むように総務省において必 要な対応を進めるとともに、スイッチングコストを低減させる観点から、MNO3社が、 利用者の利益を毀損しないよう留意しつつ、既往契約について、違約金を引き下げるなど の取組を主体的に行うことが競争政策上望ましいと記載してございます。総務省の取組等 はこれに沿うものであり、望ましいものと考えているところでございます。引き続き、総 務省とも連携いたしまして、携帯電話市場における競争環境の整備に取り組んでいきたい と考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただいた御説明につきまして、御質問がおありの方はどうぞ御発言してください。チャットにて合図してください。それでは、北さん、御発言をお願いします。

【北構成員】 NRIの北でございます。ちょっと長くなりますが、コメントします。

今、公取委さんからの要請に対して3MNOから回答があったという御報告をいただきましたが、その中で販売代理店との取引につきまして、私が業界関係者から伺った話をお

伝えしたいと思います。 3週間ぐらい前の情報なので、その後変わっているかもしれませんので、その点だけ御容赦いただきたいと思います。ただ、複数の代理店さんからの情報をダブルチェック、トリプルチェックしていますので、間違いはないと思います。

まず1点目、販売代理店の評価制度につきまして、評価基準の変更だとか各種基準値・目標値の設定を行う場合には、告知日を前倒しするなど、十分な予告期間、検討期間を担保、これは対応済みとなっていますし、意見を募集する体制構築、意見を施策に反映、ドコモ、ソフトバンク対応済み、KDDI対応予定とありますが、実態は、例えばドコモさんであれば、営活という営業活動インセとLTV連動インセの基準値が毎月発表されるんですが、これまで月末に伝えていたのが、毎月20日過ぎに通知されるようになりました。これが果たして十分な予告期間なのかということだと思います。意見聴取の仕組みもこれまでとは特に変わっていないという意見があります。KDDIさんの場合は、大枠の変更は1か月ぐらい前に案内がありますが、細かい評価項目とかバーの設定の変更というのは直前で、申請窓口も今後設置するとのこと。ソフトバンクさんは、対応済みどころか、まだ何の動きもなくて、詳細はこれから詰めます、というのが3週間前の状況でした。

それから、大容量プランの契約数等を評価項目から削除、これは対応済みとなっていまして、ドコモさんはもともと入れていません。KDDIさんはきれいに削除していただきました。ソフトバンクさんは削除したものの、店舗評価には連動はしていないんですが、大容量プランに高めの手数料が設定されておりまして、また継続手数料はARPU連動なので、結局、大容量プランを獲得すると収益に影響があるため、代理店さんとしては大容量プランを獲得する意欲は高いということでした。これはちょっとグレーだと思います。他社も当然、継続ARPU連動ですが、大容量プランに対する高めの手数料は設定していないということでございます。

それから2点目、端末販売価格の設定についてですが、代理店さんが端末価格を自由に設定できるようにするという趣旨の話なんですが、ドコモさんはオンライン直販価格と卸売価格に数千円から1万2,000円ぐらいの値差をつけています。粗利率でいくと3%から5%ぐらいつけてくれていて、代理店さんは喜んでおります。ただ、iPhone13で1,400円ぐらい、Pro Maxで1万2,000円ぐらいということで、かなり機種によって値差は異なります。粗利率は3から5%ということですね。KDDIとソフトバンクは3週間前の時点ではまだ値差はゼロです。端末単体販売をしたときの奨励金というのがあるんですが、iPhoneで一律3,000円です。こんな金額で代理店さん

が値下げできるわけがないわけで、何も変わっていないということです。つまり、代理店 さんによる端末単体販売のインセンティブというものは全く高まっていないという状況で ございます。

最後に独自商材についてですが、ドコモさんは5月に早速、この独自商材に関して解禁、 規制を緩めて、既にもう1,000件を超える商材の取扱いを許可、開始されているとい うことでございます。KDDIさんは年内に一定の基準を開示し、ソフトバンクさんは未 定です。

ということで、ぜひ公取さん、総務省さん、しっかり検証してくださいということでございます。

【新美主査】 ありがとうございます。3か月前のデータだということでございますけれども、実態についての御報告、コメントをいただきましたので、またこれも今後しっかりと検証、実態確認をしていっていただきたいと思います。

【北構成員】 3週間ですね。

【新美主査】 ほかに御発言希望の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。 どうもありがとうございます。本日の議事は以上ということにさせていただきます。 それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたら、よろしくお願いします。

【渡邉料金サービス課係長】 事務局でございます。本日はありがとうございました。 次回会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省 ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上です。

【新美主査】 どうも熱心な御議論ありがとうございました。本日はこれにて閉会とさせていただきます。長時間どうもありがとうございます。失礼いたします。

以上